

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について

東京電力福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、改めて心よりお詫び申し上げます。中間指針第五次追補決定等に伴う追加賠償について概要をお知らせします。

■概要

対象者	事故時点で泉崎村に生活の本拠があった子供・妊婦以外の方 ※1
賠償種類	福島県県南地域における自主避難等に係る損害
追加賠償額	6万円 ※2

※1 子供・妊婦の方は従前の賠償内容から変更がないため今回の追加賠償はございません

※2 2012年12月5日 お知らせの賠償金4万円をお支払い済の方

請求方法	請求書（用紙）	WEB
開始時期	2023年6月以降ご送付	2023年4月10日
手続き方法	以前に賠償請求された際の世帯代表者、住所に変更がなく、当社で現在のご住所を把握できた方には、新たにお手続きいただくことなく ダイレクトメールをご送付後、請求書をお送り致しますのでお待ちください	WEB受付システムにてお手続きください

世帯代表者、住所に変更のある方は、以下へお問合せください

お問合せ先	WEB (住所変更のみ)	ご相談専用ダイヤル
	世帯代表者の方は住所変更をWEBでもお手続きできます	0120-926-470 ■受付時間 月～金 9時～19時 [除く祝日] 土日祝日 9時～17時

WEB受付システム



- ・WEB受付システムへは世帯代表者の方がログインできます
- ・ログインには「電話番号」 ※3と、以前に賠償のご請求をされた際の「お申し出番号」もしくは「口座番号」が必要になります

※3 以前に賠償のご請求をされた際、もしくは2023年4月16日までに連絡先として弊社で登録させていただいた電話番号

【ご注意ください】

- ・弊社社員を装って、個人情報聞き取ろうとするなど、不審なご連絡にご注意ください
- ・弊社がパスワード等を電話でお伺いすることはございませんので、「振り込み詐欺」等にご注意ください